



25生畜第1477号  
平成25年11月8日

全国食肉事業協同組合連合会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課長

### 不正輸入が疑われる豚肉への対応強化について

昨日、財務省が発表した平成24事務年度の関税等の申告内容の輸入事後調査結果によれば、輸入豚肉を中心とした肉類に係る納付不足税額が135億円（重加算税額等を加えた追徴税額は180億円）を超えるものとなっております。

豚肉の差額関税制度を悪用した脱税行為については、農林水産省としては、これまでも不正輸入の再発防止、制度の適正かつ円滑な運営を確保するため、豚肉の輸入業者等に対して「豚肉の差額関税制度に関する関税関係法令の遵守の徹底について」（平成24年4月4日付け24生畜第25号生産局畜産部長通知）等の指導文書の発出やリーフレットの配布等を通じて、関税法令等の遵守の徹底を指導してきたところですが、このような中でこうした事態が明らかとなつたことは甚だ遺憾と考えています。

脱税行為の根絶のためには、輸入業者の法令遵守の徹底のみならず、国内で輸入豚肉を仕入れる業者においても、不自然な価格設定がなされている等の不正輸入が疑われる豚肉の購入を控えることが必要と考えています。

貴団体におかれましては、このような取組の強化についての傘下構成員への御指導方よろしくお願いします。